

Title	第三者与信型割賦販売契約ならびに与信契約の解消と清算のあり方についての覚え書き
Author(s)	平田, 健治
Citation	阪大法学. 2015, 64(5), p. 23-38
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71536
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

第三者与信型割賦販売契約ならびに与信契約の解消と

清算のあり方についての覚え書き

平 田 健 治

一 はじめに

ドイツ法は、日本の消費者信用のあり方を考える上で、先進的なものとして、従来より多くの紹介・検討を経た。ドイツ消費者信用法の展開は、EU指令の国内法化等の間接的強制を契機としつつ、しかしそれにとどまらない展開を示してきた。この展開は不断に継続しており、それ自体が興味ある対象である。近時、二〇〇八年の割賦販売法の改正により、日本法では、抗弁の接続にとどまらず、一定の場合に、既払金の返還を認めるに至った。⁽¹⁾これは、ドイツ法における消費者撤回権の連動とは質量ともに異なるものであるが、契約関係解消後の清算問題を浮き彫りにした。

さて、日本における消費者信用、とりわけ第三者与信型割賦販売を法的にどのように把握し、規律するかの問題は、早くより、外国法の影響下で、論じられてきており、蓄積も多い。その中で、まず、抗弁の接続が、割賦販売法上、限定的に法定され、次に、与信契約へのクーリングオフ権付与という形で、既払金返還請求にも、限定的で

はあるが、救済が法定された。このような現在の状況から、どのような方向に歩を進めるかが問題となる。その問題状況は、前稿⁽²⁾で簡単に検討したところである。

ドイツ法は、割賦法の時代から、与信契約の解消が販売契約の解消に影響することを認めてきたが、販売契約から与信契約への影響は、遠隔販売法、一時居住権法に存在したものを、二〇〇二年の民法現代化法で、民法典に取り込んだことに始まる。その結果、現在では、「結合二契約 (verbundene Verträge)⁽³⁾」に関しては、クーリングオフの影響につき、双方向的連動が認められている。また、その際の清算に関しては、対価の販売者への移転を要件とする、購入者と与信者間での清算の集中化が、すなわち清算に関しては、与信者は販売者の権利義務を承継するという構成で、強行法的にはかられている。なお、近時、消費者の権利指令の国内法化による改正が成立し、二〇一四年六月一三日に施行された⁽⁴⁾。内容は、訪問販売指令と遠隔販売指令の統合であり、民法典に消費者撤回権の統一的规定(三五五―三六一條)を置き、基本規定(三五五條)、個々の消費者契約の特則(三五六―三五六c條)、消費者契約における撤回の法律効果の修正(三五七―三五七c條)、結合契約、関連契約の規律(三五八―三六〇條)、半強行法的性質の規律(三六一條)を内容とする。

他方、フランス法は、二〇〇八年の消費者信用指令を受けて、消費法典において、裁判所における主契約の無効化もしくは解除により、信用契約も法定効として無効化もしくは解除されると規定する。但し、貸主が訴訟に参加しているか被告となっている場合に限定している。これにより、貸付元本は、消費者から貸主へ、代金は、売主から消費者に、それぞれ返還されることとなる。前掲二〇〇八年指令一五條二項は、売主の無資力に対処するために、消費者が売主より返還を得ない場合には、貸主も同じ責めを二次的に負うことを規定していたが、フランス法はこの点を採用しなかった。それに替えて、消費法典L311―333は、貸主の請求により、裁判所は、売主を、元本

返済について保証することを義務づけうる、但し、主契約の無効化もしくは解除が売主の行為に由来する場合であることを要件とする、と規定した。

これらに対して、日本法は、適用要件が限定的であり、おおざっぱに言えば、クーリングオフについては、販売契約が特定商取引法のいずれかの類型に該当する場合で、与信契約も個別信用購入あっせん類型に該当する必要がある、しかも、効果も、与信契約の解消が販売契約に影響するという点にとどまる。過量販売解除権の場合にも与信方法は、個別信用購入あっせんに限定されており、ここでも解消事由は重なるが、クーリングオフの場合と異なり、解消の連動は法定されていないため、その手当のための規定が必要となっている。取消権は、解消事由をほぼ重ねているが、解消の連動はしない。三つの場合のいずれにおいても、清算の強行法的ルールが特商法のクーリングオフ規定などの連携の下に、法定されているが、クーリングオフの場合の一部（与信契約の解消）を除き、解消の連動は定めておらず、個別に行使されることを前提とした規律のため、不必要に複雑・煩雑となっている印象が否めない。

近時、消費者契約法の改正をめぐる検討の中で、消費者信用の分野でも立法提案⁽⁶⁾がなされているところである。これは、ドイツ法の近時の展開を参照したところも多いと推測されるが、かなり抜本的かつ大胆な提案内容となっている。既存の法状況とのすりあわせが必要と考えられる点が多く、それ自体で格好の検討材料であるが、他方では、広範な提案のため、とりわけノンオンアス方式における対処については、その問題の喫緊性を意識しつつも同時に困難な問題のため、将来の課題とし、本稿では、ドイツ法の近時の展開の確認と、それに基づく提案の検討にとどめたい。

前稿では、清算の方法についての検討をしたが、本稿では、その前提としての、結合性の判断基準、抗弁接続の

意味をも対象としたい。

二 ドイツ法の近時の展開

結合性については、従来、明文（現在では三五八条三項）が置かれ、結合契約の定義がなされてきた。近時では、さらに、関連契約という名称の下に、結合性が存在しなくても、一定の関連が認められる場合に、結合契約の規律の一部が準用される（三六〇条）。結果的に、両契約の法的効果の相互影響性を認める要件としての結合性がさらに緩和されてきたということが言えよう。

抗弁接続（三五九条）に関しては、消費者の販売者に対する形成権行使とその結果としての清算関係が存在する場合に限定されるか、それとも行使していない場合でも認められるかについて、二〇〇三年の連邦裁判所第二部は、⁽⁷⁾ やや特殊な事案で、否定していた第十一部による先例の存在にもかかわらず、この点を肯定した。が、後に、第十一部が、⁽⁹⁾ 無効の場合にのみ不当利得返還請求権の接続を認め、より制限的な解決を示した。学説は、⁽¹⁰⁾ 二〇〇三年の判決が一般化可能か否かの議論をしている。

二〇〇三年判決では、やや特殊な事案（投資組合への加入契約が与信契約と結合していた場合で組合加入についての説明義務違反もしくは詐欺にもとづいて投資組合からの脱退権を取得する場合）に即して、投資組合に対する解約告知がなくとも、消費者の与信者に対する抗弁接続、求償接続を認めた。その要件として、民法上の組合からの脱退としての解約告知の原因を与信者に通知し、自己の組合持分の引取を提供することとした。

学説では、前述のように、この判例を一般化できるか否かの議論があり、もし肯定すれば、消費者と販売業者との関係は、抗弁接続とは区別され、抗弁接続によって、その権利関係は影響を受けないとされ、通知と将来債権讓

渡という構成ないし理解が主張されている⁽¹¹⁾。しかし、そこでも指摘されているとおり、形成権行使前、したがって、清算関係成立前の抗弁接続の肯定は、消費者の権利内容に複数の選択肢がある場合、例えば瑕疵担保責任などにおいて、消費者が未決定な態度をとる場合の処理問題を引き起こす⁽¹²⁾。なお、抗弁接続を越えて、消費者が与信者に対して、販売者に対する債権の履行を求めたり、相殺できるかという点は、返還請求（求償）接続と呼ばれるが、一時判例がこの点を肯定したこともあったが、結局は否定され、販売契約が無効な場合の利得返還請求接続という範囲でのみ承認されている⁽¹³⁾。

これと異なる側面が、補充性の有無である。売主への請求が功を奏しないことが抗弁接続の要件となる場合には補充性があるといえる。ドイツ民法は早くから、この補充性を原則として否定し、例外的に追完請求が問題となる場合にのみ認めている（ド民三五九条一項三文）。

三 提案内容の検討

「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告」（平成二五年八月）の第一章（千葉恵美子担当）（報告書一二九―一四三頁⁽¹⁴⁾）に消費者信用についての立法提案がなされている（以下、「提案」と略称）。現代の問題状況をコンパクトに要約し、条文形式の提案にまとめている。方向付けは首肯できるものの、詳細については、提案の説明の簡潔さなどもあつてか、また消費者信用に限定し、販売契約を含めた全体の清算問題は対象外にしてゐるためか、理解しがたい部分を含んでいるように思われる。

また、既に公表している私見（基本的には、個々の解消原因に由来する要請をできるだけ全体の清算方法に反映させること、但し、消費者法の次元から来る考慮をどのように組み合わせるかが問題）とは異なる部分も含んでい

る。前稿では、二〇〇八年割賦販売法の改正内容をドイツ法の状況と比較しつつ検討し、その位置づけを試みた。本報告書のはしがきには、(当時の)委員長である河上正二氏の「今後の立法に向けた議論をおし進め、そのたつき台となることを期している」とある。本稿は、以上の趣旨で、報告書の消費者信用の部分について、前稿を基礎にさらに若干の検討を行おうとするものである。

まず、条文形式の提案を引用する。

第1条

(1) 消費者が、事業者(以下「供給者」という。)との間で、物もしくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約(以下「供給契約」という。)を締結し、供給者とは異なる事業者(以下、「第三者」という。)の行為によって、消費者が供給者に対して負担する代金債務が消滅する場合に、消費者は、供給契約に関して生じた事由をもって第三者からの請求に対して履行を拒絶できる。ただし、供給契約に関して生じた事由が、消費者が作出した一方的事情による場合、又は、消費者が積極的に関与して抗弁事由が発生している場合など、抗弁事由の発生について消費者に背信性が認められる事情がある場合には、この限りではない。

(2) 前項において、第三者からの請求に対して履行を拒絶する場合には、消費者は、第三者に対して、履行を拒絶する理由を明らかにしなければならない。

(3) 第1項に反する特約であつて、消費者にとって不利なものは、無効とする。

第2条

(1) 消費者が供給者との間で供給契約を締結し、供給者とは異なる事業者(以下、「第三者」という。)の行為に

よって、消費者が供給者に対して負担する代金債務が消滅する場合に、供給契約に関して生じた事由が当該契約の無効原因又は取消原因となる事由であるときには、消費者は、当該供給契約に係る第三者と消費者間の契約の効力を否認できる。消費者が、供給者の債務不履行を原因として契約を解除できる事由がある場合、又は、供給契約がクーリング・オフによって申込みの撤回又は解除された場合についても、同様とする。

(2) 前項において、消費者は、当該供給契約に係る第三者と消費者間の契約の効力を否認する場合には、消費者は、供給契約の無効原因、取消原因もしくは解除原因となる事由があること、又は、供給契約がクーリング・オフによって申込みの撤回又は解除されたことを明らかにしなければならない。

(3) 第1項において、第三者が、消費者の代金債務の消滅を目的として消費者から予め給付を受けていた場合、又は、第三者が消費者の代金債務の消滅を目的として出捐した後、消費者から一部ないし全部の給付を受けた場合には、第三者は消費者から当該代金債務の消滅のために給付された額の限度で消費者に金員を返還しなければならない。

(4) 第1項に反する特約であつて、消費者にとって不利なものは、無効とする。

第3条

(1) 第2条第1項において、消費者が、当該供給契約に係る第三者と消費者間の契約の効力を否認した場合には、第三者が消費者の代金債務の消滅を目的として出捐した場合であっても、消費者の代金債務は消滅しなかったものとみなす。

(2) 前項において、第三者は、消費者が供給者に負担する代金債務を消滅させるためにすでに出捐した限度にお

いて、給付した相手方に対してその払い戻しを求めることができる。

(3) 第1項に反する特約であつて、消費者にとつて不利なものは無効とする。

第1条は、現在は割賦販売法に存在する抗弁接続による履行拒絶の規定を一般化しようとするものである。もっとも、この点は、第三者による供給契約の代金債務の消滅という一般的要件を採り、分割払いや後払いを要件としない趣旨とされる。すなわち、マンスリークリア方式や電子マネーのようなチャージによる前払方式も含む。チャージがクレジット決済のように前払か後払いか区別したい場合が出現していることも理由とされる⁽¹⁵⁾。支払手段の選択の流動性(マンスリークリア方式の事後的リボ払いへの変更)も指摘される⁽¹⁶⁾。

第2条第1項は、供給契約に関する無効原因、取消し原因、債務不履行解除原因、クーリングオフ権が存在する場合に、与信契約を「否認」できるとする。但し、クーリングオフ権のみは、権利行使された場合に限定する。第2項は、否認する場合に、無効、取消、解除に関しては解消事由の存在、クーリングオフに関してはその権利行使の事実を明示する必要を挙げる。第3項は、第1項を受けて、与信業者が消費者から受けた給付(既払金)の消費者に対する返還義務を規定する。

第3条第1項は、消費者が第2条により、与信契約の効力を否認した場合には、消費者の代金債務は、与信業者の出指にもかかわらず、消滅しなかったものとみなす規定を置く。これに応じて、第2項で、与信業者から販売業者への既払金の払い戻し請求を定める。

第2条第1項が、供給契約に関する無効原因、取消し原因、債務不履行解除原因、クーリングオフ権が存在する

場合に、与信契約を「否認」できるとする点について、まず検討する。

この提案について、二〇〇八年割賦販売法の改正内容と比較すると、後者が個々の解消原因ごとに、与信契約にも同様の解消原因を与えようとするものだったのに対し、提案は、解除において「債務不履行」解除原因に拡張しつつ限定していることも含めて、より一般化する志向を示しており、その限りでは賛成できる。割賦法改正時においても、クーリングオフや取消しについては、適用範囲拡大の余地を示唆する見解もあつた⁽¹⁷⁾。また、割賦法においては、販売契約が訪問販売等に該当したり（クーリングオフの場合）、過量販売であつたり（解除の場合）、売買契約もしくは与信契約についての販売業者の勧誘に際しての不実告知等（取消権の場合）に着目しており、販売契約と与信契約の経済的・機能的関連性を直接の基礎としたものではなかつた。この点において、提案は、三つの解消事由それぞれにおいて、供給契約の解消事由の「存在」にもとづき、与信契約の効力を否定できることとしている点に特色がある。この基礎には、両契約の機能的一体性を法的効果に反映させる志向がある⁽¹⁸⁾。また、販売契約と与信契約の連携の点についても、「供給者とは異なる事業者の行為によって、消費者が供給者に対して負担する代金債務が消滅する場合」と要件づけ、契約の法形式を問わない形で一般化している。

しかし、取消し、解除の場合には、それぞれの形成権の行使なくして、否認できることになるが、クーリングオフ権との差をどのように正当化できるのであろうか⁽¹⁹⁾。

梶村・深澤・石田編『全訂版割賦販売法』（二〇〇四年）一二〇頁「千葉」は、供給業者の行方不明の場合などに顧客が抗弁を主張することが困難な場合があること、抗弁対抗の効果は支払拒絶にとどまることを理由に、顧客は抗弁対抗前に供給業者に対して具体的にどのような法的効果を主張したまで特定する必要はないと解すべきとする（もつとも同じ共編者による『新割賦販売法』（二〇一二年）五〇〇頁「石田」によれば、抗弁事由として、取

消し、解除、クーリングオフが行使された場合が念頭に置かれている。

これは、抗弁接続の文脈での説示であるが、今論じている、より重大な効果を生じさせるところの、与信契約否認の文脈では同様に解することはできないだろう。ちなみに、ドイツ法も、抗弁接続以下の要件は、形成権であれば販売者に対する権利行使（取消権行使や相殺権行使など）が通説である⁽²⁰⁾。

報告書一三七頁では、クーリングオフについては、一定の期間に限定されていることが理由とされているようであるが、取消原因もしくは解除原因となる事由の存在がすなわち抗弁事由となるのであろうか。従来の基本的理解とそこが生ずるのではないだろうか。つまり、形成権成立を基礎づける事実の与信業者への明示のみで、与信契約の効力を失わせることができるようであるが、その前提となる供給契約自体は、この段階では有効に存続していると言わざるを得ないのではないかという疑問がある。あるいは、「否認」の段階で、両契約ともに効力を失うという構成なのであろうか。あえて、供給契約の帰趨は別途消費者の行動に委ねるという趣旨であろうか。この点については、既に言及したドイツ連邦通常裁判所の諸判例が参考となる。そこで得られた示唆は、消費者の行動が未決定的なものの場合の処理が問題となったり、機会主義的行動が発生する恐れがある点であった。まさに、債権法改正により、追完請求権、代金減額請求権などが導入されようとしている折、日本法も同様の問題に直面しようとしているのではないだろうか。

第3条第1項では、与信契約を否認した場合に、代金債務は消滅しなかったものとみなし、第2項で、与信者の供給業者に対する代金債務消滅のために出捐したものの返還義務を明記する。

清算関係を説明する報告書一三七—一三八頁では、第2条第1項の否認によつては、供給者と与信者間では（クーリングオフにおける他の取引に影響を与えないために、支払指図には影響させるべきではないとして）代金債務は

消滅したままであるとし、しかし、第3条第1項において、チャージバックルール⁽²¹⁾が機能しない場合を想定して、一定の範囲で原因関係との間の有因性を認める必要から、与信者と消費者の関係のみならず、与信者と供給者との関係でも、代金債務が消滅しなかったものとみなし、出捐の法律上の原因がないことを明らかにしたと説明する。

このくだりの理解も困難である。

背景はこう説明される⁽²²⁾。従来は、カード会社、会員、加盟店の三者がそれぞれ契約関係でつながれる形態を想定しており、オンアス方式と呼ばれる。ところが、カード会社が、いわゆるイシューアとアクワイアラに機能分化し、イシューアが会員契約を介しカード会員に対峙し、アクワイアラが加盟店契約を介し加盟店と対峙し、イシューアとアクワイアラが決済システムを利用して清算する契約を結ぶ四者間契約が国際的に普及してきた。ノンオンアス方式と呼ばれる。後者では、イシューアと、(アクワイアラの)加盟店の間には契約関係は存在せず、消費者の代金債務の消滅とクレジット債務の発生が、オンアス方式とは異なり、一体的に発生しないと指摘する⁽²³⁾。

抗弁接続を扱う第1条で、供給契約、従って代金債務の有効な存在を前提とできるかどうかは、解消原因によって分裂しているように見える。すなわち、無効やクーリングオフ行使の場合には、代金債務は消滅している。他方、取消原因、解除原因の場合には、形成権行使の有無に依存することになりそうである。だとすると、清算関係においても、一律の規律が導出できるのかという疑問が生ずる。たとえ、消費者法的規律が必要だとしても、基本的な民法法理との乖離が大きい場合には、その強行法規性(一条三項、二条四項、三条三項)の妥当性が問題となるのではなからうか。与信者が供給者に出捐の返還請求をなすこと、消費者が与信者に既払金返還請求をなすことは、日本法やドイツ法の清算方法とほぼ対応するが、それらが導き出される構成が本報告の場合には不明と言わざるを得ない。従来型(オンアス方式)と異なり、ノンオンアス方式の場合に代金債務の消滅とクレジット債務の発生に

同時性がないことから、すべての形態の場合に、このような扱いをする正当性は導けないのではないか。「機能的に共通した取引についてできるだけ同様の規律が及ぶように制度設計する」(一三五頁)という指針と既存の制度とのすりあわせがな必要と思われる。ある学説は、ドイツの学説の状況について、契約結合を重視する説は、解消事由の遡及効の有無で区別して考える通説(無効取消は出捐関係で、それ以外は給付関係で清算する志向)と異なり、むしろ区別しない傾向にあることを指摘する⁽²⁴⁾が、本提案も同様の志向と見られる。ちなみに、日本やドイツの立法例は、それぞれ限定された要件の下での立法例である。

わかりにくさの原因は、カード発行業務(イシユア)と加盟店管理業務(アクワイアラ)の分化を前提として決済システムが用いられる場合(ノンオンアス方式)を、従来の代金債務の消滅とクレジット債務の発生が一体的に生じる場合(オンアス方式)と区別し、前者では、オーソリゼーション、クリアリング、セトルメントの三段階を経るものと分析し、ここでは、代金債務の消滅とクレジット債権の発生が従来と異なり、一体的に生じないとする点にある。これに続いて、「しかし、non-onus方式においても、供給契約と決済システムが全体のシステムの構成部分として一定の機能を果たすように結びついており、相互に補完しあっている関係にあることから、供給者には供給契約上の債務の履行や契約関係の巻き戻しをしなければならぬとするインセンティブが働きにくい取引構造となっており」とある⁽²⁵⁾。傍線部の関係が取りにくい。これは、オンアス方式であれば、三者の一体性があり、供給業者は自己の履行や清算の状況が、与信業者との関係に影響するのと異なり、ノンオンアス方式では、一体性はないから、供給業者への直接的インセンティブ付与につながらないが、機能的補完関係、広義での一体性はあるという趣旨であろうか。つまるところ、形態は異なるが、機能的には同等と考えてよいことだろうか。

この指摘自体は、複雑化したカード取引の実態を踏まえた分析として首肯されるが、この二つの場合は本質的に

異なるものと考えるべきなのだろうか。チャージバックルールとは、一定の原因にもとづくイシュー・アクワイアラ間での任意撤回清算合意と理解できるとすれば、提案は、その考え方を強行法規ルールとして消費者法の世界に投影させようとするものだろうか。一定の範囲で原因関係との間の有因性を認める必要を、チャージバックルールの一般化、強行法規化で実現するとしても、やはり、清算方法の問題は残るのではなからうか。

クリアリングによる決済への影響を避けるために、事業者間では代金債務は消滅したままといいつつ、一定の範囲で原因関係との間の有因性を認める必要から、代金債務不消滅のみなし規定を置くという工夫は、すんなりとは頭に入っていない。任意のチャージバックルールを国内法について強行法的に一般化するとしても、その基礎の説明がやはり必要となるのではないか。それは、結局、解消原因に即した、供給契約、与信契約の帰趨を語ることに帰着するのではないだろうか。チャージバックルールの一般化という視点ゆえに、与信契約の清算のみが着目され、販売契約の清算が表裏一体であることが抜け落ちていっているのではなからうか。それとも、あえて、販売契約の清算を切り分けるといふ意図の下での提案なのであろうか。一三四頁には、「クリアリング・セトルメントによって、正常な取引によって発生した他の代金債務についても消滅することになることから、決済自体を取り消すことができず、決済の完了性(Finality)に影響を与えるわけにはいかない⁽²⁶⁾。決済「クリアリングの意味か？」の効力を維持した上で、問題となる供給契約だけを巻き戻す」とあるが、供給契約に対応する決済の部分だけの意味だろうか。一三七頁にも、「第2条1項による消費者・第三者の契約の効力の喪失によって消費者の第三者への支払指図自体が取り消されると解するべきではない。当該契約に関する支払指図が取り消されると、支払指図の集計をやり直す必要が生じ、決済を取り消すと、この結果、正常な取引によって発生した代金債務の消滅にも影響を与えることになる」とある。これは、理論的説明なのであろうか、それとも政策的帰結を語っているのであろうか。支払指図が失

効するか否かは原因に依存した解釈であろうし、失効を前提とした場合でも、このように考える必然性は必ずしもないのである。実務的運用としても、別の新規オーストリによる処理に委ねられるだけなのではないだろうか。⁽²⁷⁾

決済代行者問題、国際ブランドによる決済ネットワークが提案の基礎にある問題意識と見えるが、これらは、国内紛争を越える問題であり、解決の平準化を図る意図はわかるが、なお越えねばならない問題があると思われる。だとすれば、あえて、従来の個別信用購入あつせん、包括購入あつせんを超えて、クレジットカード決済一般のルールを一気に目指すよりは、地道に、国内ルールの進展を考えるべきではないかと思われる。⁽²⁸⁾ そうしないと、異なる問題、とりわけ悪質業者、それに関連する決済代行業者の排除という実践的、消費者法的課題解決のために、そういう要素を含まない正常なカード取引の基本法理がゆがめられてしまう恐れがあると考ええる。

* 本稿は、全国銀行学術研究振興財団二〇一一年度助成金（研究テーマ、消費者複合契約の清算と不当利得）の成果の一部である。

(1) 清算問題の詳細については、拙稿「第三者与信型割賦販売契約の解消と清算方法——割賦法改正による清算規定の位置づけ——」阪大法学六一巻三・四号（二〇一一年）一七頁以下で若干検討したところである。

(2) 前掲注(1) 文献二二九頁以下。

(3) 通常は結合契約と訳されることが多いが、ドイツ語において、二契約の結合と表現されていることを強調するため、あえてこう訳してみた。単に結合契約と訳した場合には、別個独立した契約相互の結合の趣旨が出てくいたためである。ドイツ法上は、あくまで独立した二契約の存在が議論の前提であり、この点は、学説の大勢も同様である。

(4) 内容については、例えば、Brönneke/Tonner (Hrsg.), Das neue Schuldrecht. Verbraucherrechtsreform 2014 (2014).

- (5) 新三六〇条が規定する関連契約は、結合契約の要件を満たさない場合の一部に結合契約の規定の一部を準用する対象を指す。既に旧三五九 a 条一項、二項が規定していた。
- (6) 消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告(平成二五年八月) (http://www.cao.go.jp/consumer/inkaikouhyou/2013/houkoku/201308_houkoku.html) 一二九―一四三頁「千葉恵美子執筆部分」。河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』(平二五年一〇月)もページ数は同じ。
- (7) BGH (ID) 20037.21 (BGHZ 156, 46). 同一部による確認として、BGHZ 159, 280; 159, 294.
- (8) BGH (XI) NJW 2000, 3558.
- (9) BGH (XI) 200712.4 (BGHZ 174, 334); BGH (XI) 200911.10 (BGHZ 183, 112).
- (10) Bülow/Artz, VerbraucherKreditrecht Kommentar, 7.Auflage (2011) §495 Rdn. 322-326; 8.Auflage (2014) §495 Rdn. 415-416.
- (11) Bülow/Artz, 7.Auflage (2011) §495 Rdn. 326. *„Consumer“* Bülow/Artz, 8.Auflage (2014) §495 Rdn. 408, 416. *„Consumer“* 連邦裁判所第二部の判例は、消費者信用指令に含まれる補充性原則と調和せず、原則に戻って、すなわち、第十一部の判断に従い、消費者の販売業者への権利行使を抗弁接続の最低要件と理解するようになったようである。
- (12) Bülow/Artz, 7.Auflage (2011) §495 Rdn. 328.
- (13) Bülow/Artz, 7.Auflage (2011) §495 Rdn. 331; 8.Auflage (2014) §495 Rdn. 419.
- (14) 消費者委員会のサイト (http://www.cao.go.jp/consumer/inkaikouhyou/2013/houkoku/201308_houkoku.html) に公表されている。
- (15) 報告書一三二頁。
- (16) 報告書一三九頁。
- (17) 前掲(注(1)) 阪大法学一三七頁注(51) に引用する丸山発言。
- (18) なお、中間試案第11の2複数契約の解除は、同一当事者間に複数契約が存在する場合の解消の連動を提案していた。
- (19) 報告書一三七頁に、「供給者に対する取消権・解除権の発生を要件とするのではなく、供給契約に取消原因・解除原因となる事由があること」とあるが、この文の前半と後半は同じ意味になるのではなからうか。前半の「発生」は「行

使」の趣旨であろうか。

- (20) 例えは、Bülow/Artz, aaO. 8. Auflage (2014) §495 Rdn. 413.
- (21) 報告書一三八頁。振込におけるキャッシュ・バック・ギランテイ・ルールに類似する。
- (22) 報告書一三一頁以下。
- (23) 報告書一三二頁。
- (24) 増成牧「ドイツ消費者信用法における結合取引の清算」石田喜久夫古稀『民法学の課題と展望』（二〇〇〇年）八三七頁。
- (25) 報告書一三二～一三三頁。同趣旨の表現は、同書一三五頁、一三六頁にもある。
- (26) これに関連して、報告書一四一頁は、民法改正の審議において検討されている「三面更改」の抗弁切断効に懸念が出されている。三面更改の提案は、中間試案までは存在したが、要綱案のたたき台（部会資料69A）以降は消えている。
- (27) 山本正行編著『カード決済業務のすべて』（二〇一二年）一一三頁。
- (28) クレジット取引については、平成26年9月より、経済産業省下の割賦販売小委員会において、改正に向けた検討が行われている。加盟店契約会社と決済代行業者それぞれに加盟店の審査を義務づける方針が出されている（平成26年12月26日朝日朝刊）。